

協議第46号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成21年6月15日提出

印西市・印旛村・本埜村合併協議会
会 長 山 崎 山 洋

協議事項	19 慣行の取扱い
調整の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 市章については、印西市の市章を用いる。 2 市民憲章については、印西市の市民憲章を基本に、合併後、新市において定める。 3 市の花、市の木等については、合併後、新市において調整する。 4 名誉市（村）民については、印西市及び印旛村で制度を制定しており、合併後、印西市の制度を基本に基準等の調整を図る。ただし、既に印旛村名誉村民の称号を受けている者については、名誉市民とみなして新市に引き継ぐものとする。 5 市（村）長表彰については、各市村で実施しており、印西市の制度を基本に表彰基準等の調整を図る。 6 周年式典は、合併後も節目ごとに実施するものとし、実施周期は、新市において調整する。 7 各種宣言については、印西市の宣言を基本に、合併後、新市において調整する。

(協議第46号 参考)

事務事業名	現 況			調整方針
	印西市	印旛村	本埜村	
1 市村章	<p>平成8年4月1日制定</p> <p>【市章の意味】 印西の文字を図案化したものであり、円は、市の融和を意味し、円満に力強く発展する姿を表している。</p> 	<p>昭和40年4月30日制定</p> <p>【村章の意味】 村名の頭文字“印”を小円でかたどり、大きな円は全村の和合、その中に“バ”と進歩を示す鋭角の突起を組み込んでいる。</p> 	<p>大正2年4月1日制定</p> <p>【村章の意味】 周囲の稲穂は村の主産物である水稻が健やかに成長した豊かな実りの姿を、中央の本は、誕生した本埜村が、すべて円満に無限の発展を表現している。 合併したときの本郷村の本と埜原村の埜を採り主産物の水稻を図案化したものである。</p> 	<p>市章については、印西市の市章を用いる。</p>

事務事業名	現 況			調 整 方 針
	印 西 市	印 旛 村	本 埜 村	
2 市民憲章	<p>印西市民憲章 (平成8年4月1日制定)</p> <p>わたくしたちの印西は、清らかな利根の流れ、豊かな緑、コスモスの咲きみだれる美しいまちです。</p> <p>わたくしたちは、先人の築いた歴史と伝統を受け継ぎながら、平和と繁栄をめざして、よりよいまちづくりのためにこの憲章を定めます。</p> <p>1 わたくしたちは 自然を愛し 清潔で 住みよいまちをつくりましょう</p> <p>1 わたくしたちは きまりを守り 互いに助けあい 明るいまちをつくりましょう</p> <p>1 わたくしたちは 教養を高め 美しい文化のまちをつくりましょう</p> <p>1 わたくしたちは 老人と子どもを大切に しあわせなまちをつくりましょう</p> <p>1 わたくしたちは 健康で 活力のある豊かなまちをつくりましょう</p>	<p>印旛村民憲章 (昭和60年2月制定)</p> <p>私たちは印旛沼に囲まれ 水と緑の自然に恵まれた印旛村民です。</p> <p>輝かしい未来に向かって より豊かな住みよいむらをつくるためにこの憲章を定めます。みんなで心をひとつにして この憲章を守りましょう。</p> <p>1. 私たちは 自然を大切に し 文化を高め うるおいのあるむらをつくりましょう。</p> <p>1. 私たちは 老人を敬い 子どもを愛し 思いやりのあるむらをつくりましょう。</p> <p>1. 私たちは スポーツに親しみ 教養を深め 生きがいのあるむらをつくりましょう。</p> <p>1. 私たちは きまりを守り 礼儀をわきまえ 信頼のあるむらをつくりましょう。</p> <p>1. 私たちは 創意をこらし 勤労を尊び 活力のあるむらをつくりましょう。</p>	<p>該当なし</p>	<p>市民憲章については、印西市の市民憲章を基本に、合併後、新市において定める。</p>

事務事業名	現 況			調 整 方 針
	印 西 市	印 旛 村	本 埜 村	
3 市(村)の花・木等	<ul style="list-style-type: none"> ・花 コスモス (平成8年4月1日指定) ・木 クロマツ (平成8年4月1日指定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・花 やまゆり (平成2年11月1日指定) ・木 大王松 (昭和46年3月13日指定) ・鳥 カイツブリ (平成2年11月1日指定) ・魚 なまず (平成2年11月1日指定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・花 スイセン (平成7年4月1日指定) ・木 モクセイ (昭和45年11月9日指定) ・鳥 メジロ (平成7年4月1日指定) ・魚 コイ (平成7年4月1日指定) 	<p>市の花、市の木等については、合併後、新市において調整する。</p>
4 名誉市(村)民	<p>【目的】 本市の市民又は本市の関係者で広く社会文化の興隆に功績が卓絶であった者を「印西市名誉市民」とし、その功績をたたえとともに市民の社会文化興隆に対する意欲の高揚を図る。</p> <p>【推薦】 市長が議会の同意を得て決定する。</p> <p>【顕彰】 名誉市民には、名誉市民の称号及びき章を贈り、これを顕彰する。 名誉市民は、名誉市民台帳に登録し、事績は市の広報をもって公表する。</p> <p>【実績】 過去2名授与</p>	<p>【目的】 社会文化の交流に功績のあった者に対し、その功績をたたえ、もって本村の社会文化の興隆に資する。</p> <p>【推挙】 村長が議会の同意を得て推挙する。</p> <p>【顕彰】 名誉村民には、称号を証する推挙状及び名誉村民章を送るとともに、事績を広報で公表し、顕彰する。 名誉村民は、名誉村民台帳に登録し、終身その名誉を保有する。</p> <p>【実績】 過去2名授与</p>	<p>該当なし</p>	<p>名誉市(村)民については、印西市及び印旛村で制度を制定しており、合併後、印西市の制度を基本に基準等の調整を図る。ただし、既に印旛村名誉村民の称号を受けている者については、名誉市民とみなして新市に引き継ぐものとする。</p>

事務事業名	現 況			調 整 方 針
	印 西 市	印 旛 村	本 埜 村	
5 市（村）長表彰	<p>【趣旨】 市政の発展、公共の福祉の増進及び教育、文化若しくは体育の向上に寄与し、顕著な功績のあった者又は市民の模範となる善行をした者を表彰する。</p> <p>【実施時期】 毎年11月3日（文化の日）</p>	<p>【趣旨】 村政の発展、公共の福祉の増進及び教育、文化若しくは体育の向上に寄与し、顕著な功績のあった者又は村民の模範となる善行をした者を表彰する。</p> <p>【実施時期】 村制施行記念式典時</p>	<p>【趣旨】 村政の発展、公共の福祉の増進及び教育、文化若しくは体育の向上に寄与し、顕著な功績のあった者又は村民の模範となる善行をした者を表彰する。</p> <p>【実施時期】 村長が指定する日</p>	市（村）長表彰については、各市村で実施しており、印西市の制度を基本に表彰基準等の調整を図る。
6 周年式典	必要に応じ実施 市制10周年記念式典(H18.11)を実施	昭和30年の合併以来、5年ごとに式典を実施	60周年(S48.11)、70周年(S59.11)を実施	周年式典は、合併後も節目ごとに実施するものとし、実施周期は、新市において調整する。
7 各種宣言	<p>「青色申告宣言都市」 平成50年6月25日宣言</p> <p>「交通安全宣言都市」 昭和45年9月22日制定</p> <p>「非核平和都市宣言」 平成7年10月11日宣言</p> <p>「印西市健康都市宣言」 平成16年11月20日制定</p>	<p>「青色申告宣言」 昭和55年7月10日宣言</p> <p>(交通安全宣言) 該当なし</p> <p>(非核平和都市宣言・平和宣言) 該当なし</p> <p>(健康文化都市宣言) 該当なし</p>	<p>「青色申告の村宣言」 昭56年12月11日宣言</p> <p>「交通安全宣言の村」 昭和57年2月28日宣言</p> <p>(非核平和都市宣言・平和宣言) 該当なし</p> <p>(健康文化都市宣言) 該当なし</p>	各種宣言については、印西市の宣言を基本に、合併後、新市において調整する。